

## 1. 対応は大丈夫ですか？改正個人情報保護法のおさらい

本年5月30日に個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)の改正が行われました。すでに対応はお済みと思われませんが、改正点についておさらいをしてみます。主なポイントは次のとおりです。

- ①「個人事業取扱事業者」として、取り扱う個人情報の数が5,000人以下である事業者を対象外とする規定の撤廃。
- ②身体的特徴(顔、指紋、虹彩、声紋などの認識データでデジタル符号に変換されているもの)や旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー、基礎年金番号・各種保険証の被保険者番号など対象者ごとに異なるように付された番号が個人情報の対象であることの明確化。
- ③特定の個人を識別することが出来ない(復元もできない)ように加工した「匿名加工情報」に関する規定の新設。
- ④いわゆる「名簿屋」対策として、個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務づけ、また、不正な利益を得る目的で個人情報データベース等を第三者に提供・盗用した場合「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象に。
- ⑤人種、信条、病歴、前科・前歴、身体障害等があること、保健指導、診療・調剤情報などを「要配慮個人情報」とし、取得の際に原則として本人の同意を得ることを義務化。

従来より、個人情報取扱事業者には「安全管理措置」を講ずることが義務づけられていましたが、①の改正により、所有する・取り扱う個人情報の数が少量の場合でもこれを講ずることとなりました。また、②の改正(個人情報の範囲の明確化)により、個人情報として管理する情報の量が広がったともいえます。企業活動にまず直接的に関わるのはこれらのポイントといえます。

<参考サイト> 中小企業向けの個人情報管理に関する簡単なチェックリスト (経産省作成)  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal\\_2902leaf\\_smallbusinesses.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_2902leaf_smallbusinesses.pdf)

## 2. 勤務間インターバル(規制)制度

最近よく話題になるワーク・ライフ・バランス、働き方改革といった話の中で、「勤務間インターバル(規制)制度」という言葉が出てくることも多いかと思いますが、はたしてどのような制度なのでしょう。

「勤務間インターバル(規制)制度」は、勤務終了後に一定時間以上の休息時間を設けることで働く人の生活時間や睡眠時間を確保するというものです。例えば通常の始業時刻が9時の会社が11時間の勤務間インターバルを導入した場合には、ある日の業務終了時刻が23時になったときには翌朝の始業時刻は10時以降に繰り下がるということになります。この他、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととするなどにより休息時間を確保する方法も考えられます。この会社の例では22時以降の残業を禁止し、22時までの残業をした翌朝の9時以前の勤務は認めないということです。日々の労働の中で必ず一定の休息時間を取れるようにするということが、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるようになると考えられ、厚生労働省は働き方改革の一環として「勤務間インターバル(規制)制度」の普及に力を入れており、職場意識改善助成金に勤務間インターバル導入コースも新設されています。

実際に導入するとなると、「勤務間インターバル(規制)制度」は労働法に定めのあるものではありませんから、会社ごとに運用方法を定めるということになります。翌日の始業時刻が遅くなった場合にはその分終業時刻も遅くなるのか、ならないのか、遅くせずに終業時刻は変更しない場合には勤務時間が短くなった分の賃金をカットするか、しないかなどです。よく働き、よく休むことのできる会社作りの一環としての「勤務間インターバル(規制)制度」、導入を検討されてはいかがでしょうか。

## 3. 夏季休業のお知らせ 8月14日(月)~17日(木)

8月14日(月)~17日(木)まで、お休みをいただきます。

何卒、ご承知おきください。



### ● 編集後記 ●

トレーニングジム仲間が東京オープンボディビル選手権に出場し、応援に行ってきました。日夜トレーニングに励む姿を間近でみているので、その努力の結晶である選手方々の筋肉美に感動しました。筋トレだけでなく、食事、睡眠、有酸素運動 等々、全て大切…。(秋山)

**あおぞら人事・労務サポート**  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-38-4  
 三鷹産業プラザ 307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)